

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱施行細則

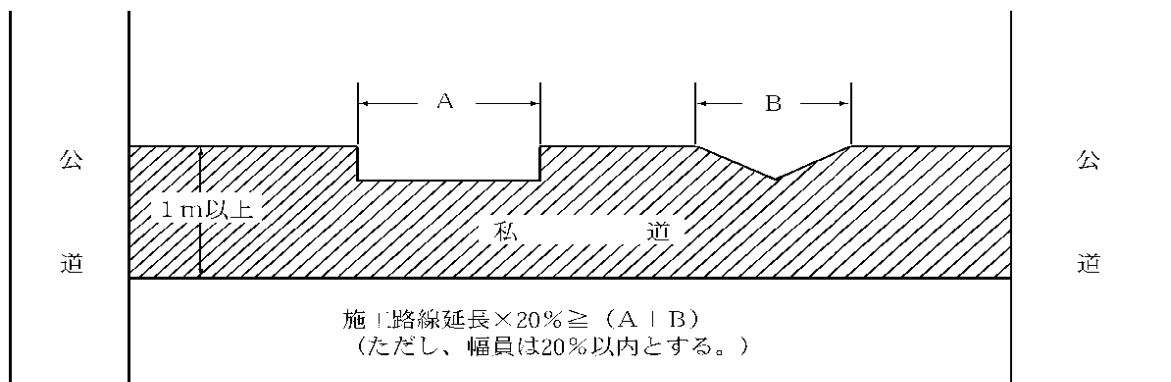
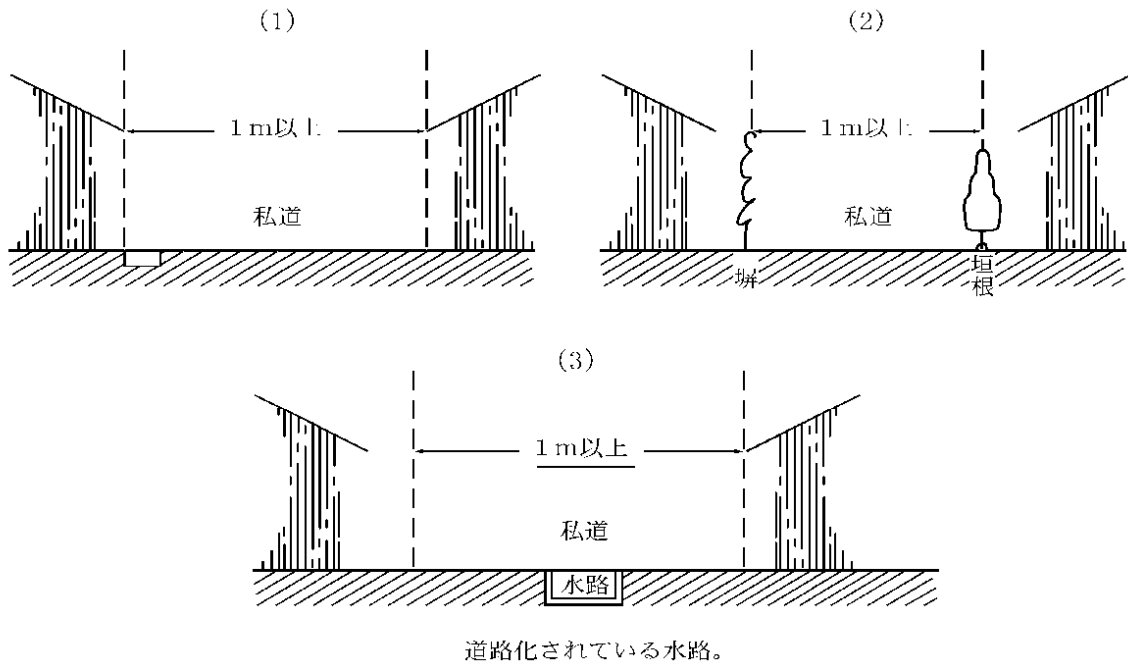
(目的)

第1条 この細則は、川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱（平成22年4月1日22川上サ営第171号。以下「要綱」という。）第15条に規定する要綱の施行に関し、必要な事項を定める。

(幅員の解釈)

第2条 要綱第3条第1項第2号及び同条第2項第2号に定める私道の幅員が1メートル以上とは、次の例示のとおりとする。

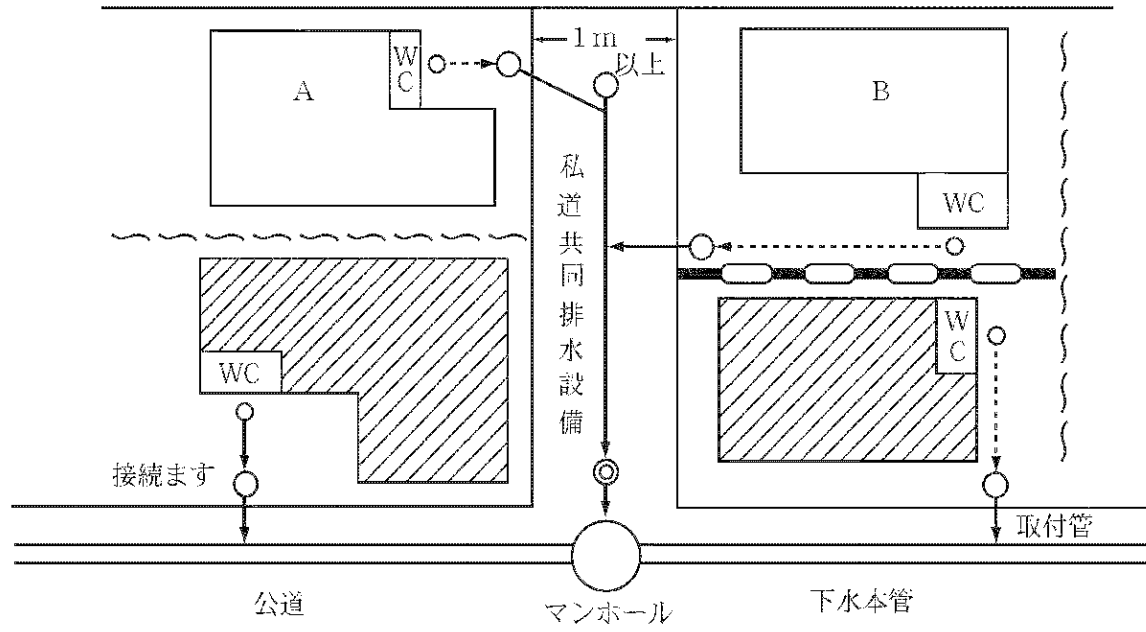
(例示)



(戸数の解釈)

第3条 要綱第3条第1項第5号及び同条第2項第4号に定める建築物が2戸以上とは、次の例示のとおりとする。

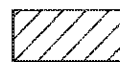
(例示)



建築物が2戸以上とは原則として公道部分に面した建築物を除いたA、Bの建築物の戸数をいう。



対象戸数



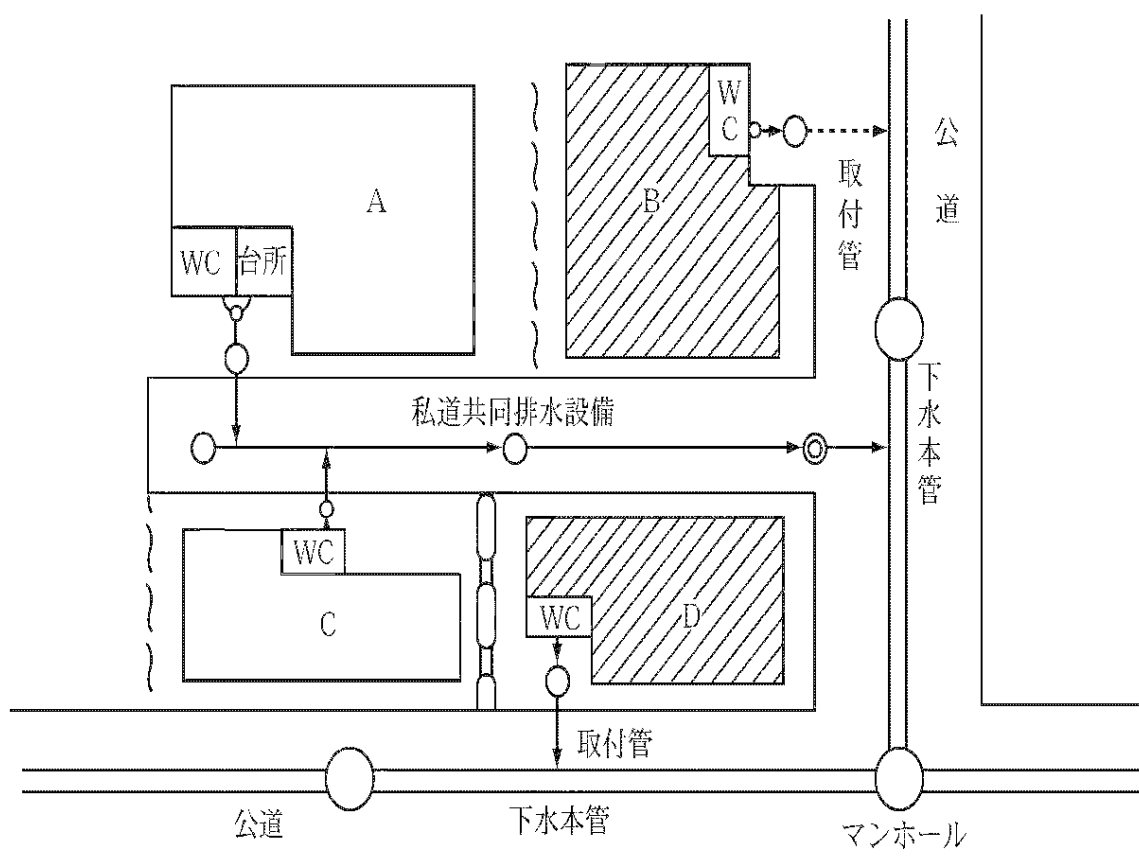
対象戸数から除く

2 前項に定める戸数の基準は次による。

(1) 戸数は棟数を単位とする。

(2) 公道部分に面した建築物については、その建築物の立地上その他からみて、水洗化改造工事に際し、公道部分に排水設備を設けるより、私道部分の方が明らかに合理的であると認められるときは、これを戸数に加えるものとする。

(例示)



B、C及びDの建築物はそれぞれ公道部分に面しているが、Cの建築物については私道部分に排水設備を設けた方が明らかに合理的であると認められるので、この場合は戸数を2戸として算入する。

(特別の理由等)

第3条の2 要綱第3条第4項ただし書に規定する特別の理由は、公示後3年以内に私道の地権者による協議は行われたが、地権者全員の同意を得られず、申請に至らなかったものとする。

2 前項の協議とは、申請予定書(第1号様式)を公示後3年以内に提出したものとする。

3 第1項に規定する特別の理由に該当する場合は、申請期限を公示後7年以内とし、要綱第4条第1項の「10分の8」を「2分の1」とする。

(助成対象)

第4条 要綱別表第1に規定する敷設工事に伴い必要となる仮設及び道路の復旧その他のものとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 必要な仮設

- ア 水替工
- イ 土留工（原則として掘さく深1.5メートル以上とする。）
- ウ 仮排水工
- エ 覆がい工（特に必要と認めた場合）
- オ 電気仮設工（特に必要と認めた場合）

(2) 道路の復旧

私道の原型復旧までとする。

(3) その他のもの

- ア 土工事（硬質地盤、砂埋め等）
- イ 管基礎（軟弱地盤における管基礎補強工）
- ウ 仮復旧工（特に必要と認めた場合）
- エ 交通整理人（特に必要と認めた場合）

2 要綱別表第2に規定する修繕工事に伴い必要となる仮設及び道路の復旧その他のものとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 必要な仮設

- ア 水替工
- イ 土留工（原則として掘さく深1.5メートル以上とする。）
- ウ 仮排水工
- エ 覆がい工（特に必要と認めた場合）
- オ 電気仮設工（特に必要と認めた場合）

(2) 道路の復旧

私道の原型復旧までとする。

(3) その他のもの

- ア 土工事（硬質地盤、砂埋め等）
- イ 管基礎（軟弱地盤における管基礎補強工）
- ウ 管清掃（修繕工事を伴わなかった場合の管清掃を除く。）
- エ 仮復旧工（特に必要と認めた場合。安全確保等のために行った緊急的な措置を含む。）
- オ 交通整理人（特に必要と認めた場合）

第4条の2 要綱別表2に規定する修繕工事における助成金の交付の対象には、雨水流出抑制施設は含まないものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 要綱第5条第1項第4号に定めるその他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 排水設備新設、増設及び改築計画確認申請書
- (2) 土地使用承諾書（第2号様式）の写し
- (3) 私道部分の公図の写し並びに私道及び私道に接する建築物の登記事項証明書等の写し等

2 要綱第5条第2項第4号に定めるその他管理者が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 土地使用承諾書（修繕）（第3号様式）の写し
- (2) 私道部分の公図の写し並びに私道及び私道に接する建築物の登記事項証明書等の写し等

3 工事施行者は、第1項第2号又は前項第1号に規定する承諾書の対象のうち、その者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき（工事に対して反対の意思を示す者を除く。）は、その者の承諾を民法第25条に規定する不在者の財産の管理人、同法第264条の2に規定する所有者

不明土地管理人又は同法第264条の8に規定する所有者不明建物管理人の承諾をもって代えることができるものとし、同法第25条に規定する命令が発令されたこと、第264条の2に規定する管理を命ずる処分又は第264条の8に規定する管理を命ずる処分を証する書面の写しを添えて私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書を提出するものとする。

- 4 管理者は、要綱第5条第2項に規定する見積書に疑義があるときは、指定工事店に対して、見積内容の確認及び是正等を求めるものとする。

(必要事項の審議)

第6条 私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付に関する必要事項は、下水道管きよ維持管理検討委員会において審議する。

- 2 前項の下水道管きよ維持管理検討委員会の組織等については、別に定める。

(工事の施行)

第7条 要綱第7条第1項ただし書で定める工事の規模により当該指定工事店が施行することが困難な場合、その業者の選定は原則として公共下水道工事を施行した経験のある業者又は有資格業者とする。

- 2 要綱第7条第2項に規定する助成金の交付決定において指定する期限は、3月以内を標準とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、工事の規模及び地下埋設物等の関係で申請時にあらかじめ3月以上かかることが予想される工事については、工期延長の理由を付して管理者の承認を得なければならない。

(工事の変更)

第8条 要綱第8条第1項ただし書に規定する管理者が認める軽易な変更は、敷設工事において助成対象工事費が助成金の交付決定を受けた設計金額より減額となるもの及び助成金の交付決定を受けた設計金額の2パーセント以内

で増額となるものとする。

(完了の届出)

第9条 要綱第9条第1項の規定による工事完了届には、次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 工事費精算書
- (2) 出来形図
- (3) 完成図
- (4) 工事写真

2 前項第4号に定める敷設工事に係る工事写真は、黒板に施工箇所、工種、形状、寸法、年月日、業者名、その他必要事項を明記して、次のとおり撮影するものとする。この場合において、当該撮影に際してはリボンテープ等を使用するものとする。

- (1) 現況及び完成（施工前及び施工後を同一方向から撮影する。）
- (2) 土工事（掘削幅、深さ及び排水管径ごとに撮影する。）
- (3) 基礎工（各基礎の幅及び厚さ）
- (4) 敷設工（排水管径ごとの敷設断面、ますの設置状況及び支管の取付状況等）
- (5) ガス管又は水道管の移設又は切り回し（施工前及び施工後を同一方向から撮影する。）
- (6) 仮設工（水替工及び土留工等の状況）
- (7) 道路復旧工（幅及び厚さ）
- (8) 前各号以外に確認のできない工種

(完了の報告)

第9条の2 要綱第9条第2項の規定による工事完了報告書には、次の書類を添付して提出しなければならない。

(1) 完了図面

(2) 完了写真

(3) 領収書の写し（申請者が工事代金を支払う前の場合は、工事施行業者との工事請負契約額を明らかにしたもの（工事請負契約書（当初から最終のもの）の写し）を添付したもの））

2 前項第2号に定める修繕工事に係る完了写真は、次のとおり撮影するものとし、これにより確認できない箇所がある場合は、必要に応じて現場確認を行うものとする。

(1) 現況及び完了（施工前及び施工後の私道全景を同一方向から撮影する。）

(2) 助成対象工事の完了が確認できるもの（施工前及び施工後）

(3) ガス管又は水道管の移設又は切り回し（施工前及び施工後を同一方向から撮影する。）

(4) 道路復旧工（掘削幅＋20cm（片側10cmずつ）以内）
（完了の検査）

第10条 要綱第10条の規定による工事完了検査は、工事完了届を受けた日から14日以内に各下水道事務所又は各下水道管理事務所が指定工事店及び当該工事施行者の現場立会いのもと行うものとする。

2 前項の規定による検査の結果、工事が助成金交付の内容に適正でないと認められた場合は、工事内容の手直しを命ずるものとする。

3 工事完了検査は、別に定める私道共同排水設備敷設検査基準により行うものとする。

4 工事完了検査後に、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付確定通知書及び完了検査済通知書を発行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この施行細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この施行細則の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の施行の日前に改正前の要綱第5条に規定する申請がされた場合における助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

私道共同排水設備敷設助成金交付制度における申請予定書

| | | |
|---|-------|-----|
| 相談者名（申請者又は指定工事店）及び住所 電話（ ） — | | |
| 施工場所 | | |
| 現状及び遅延が見込まれる場合はその理由 ----- ----- ----- ----- | | |
| 申請時期（予定） | | |
| 公示年月日 年 月 日 | | |
| この申請予定書は、 年 月 日までに本申請が無い場合には無効となります。 | | |
| 注意事項 私道共同排水設備敷設助成金交付制度においては、公示日から3年以内の申請を対象としています。しかし、私道の地権者全員の同意を得られず期限内に申請ができなかった時は、次の条件に適合した場合のみ、公示後7年まで助成金交付の申請を行うことができます。（ただし、3年経過以降の申請に対する助成率は50%となります。） ① この申請予定書が公示日から3年以内に提出されていること。 ② 川崎市長がその遅延理由を認めた場合。 （この予定書は、私道共同排水設備敷設助成金交付制度において、本来ならば公示日から3年以内に申請を行うところ、私道の地権者全員の同意を得られないため申請が間に合わないことを報告するものです。なお、遅延理由の認否については、本申請の際に改めて判断いたします。） | | |
| 受付印 | 受付年月日 | 受付者 |

（注）太枠線内のみ記入してください。

土地 使 用 承 諾 書

年 月 日

住 所

代表者様

土地所有者（図面番号： ）

住 所

氏 名

私は、あなたが代表者となって共同排水設備を設置することについて、次のことを承諾します。

- 1 共同排水設備を次の土地に設置すること。
- 2 当該私道を他人に譲渡する場合は、譲受人の土地使用承諾書を提出すること。
- 3 私道に関する権利関係の紛争、工事に起因する紛争等が生じた場合は、全て代表者及び私の責任において解決すること。
- 4 共同排水設備の設置後は、その道路上に工作物等を設置し、共同排水設備の維持管理上支障をきたすようなことをしないこと。

| | |
|-----|----------|
| 土 地 | 川崎市 区 から |
| | 川崎市 区 まで |

※ 必ず自署してください。

土地使用承諾書（修繕）

年 月 日

住 所

代表者様

土地所有者（図面番号： ）

住 所

氏 名

私は、あなたが代表者となつて行う共同排水設備の修繕について、次のことを承諾します。

- 1 修繕工事に伴い、次の土地を使用すること。
- 2 私道に関する権利関係の紛争、工事に起因する紛争等が生じた場合は、全て代表者及び私の責任において解決すること。

| | |
|-----|----------|
| 土 地 | 川崎市 区 から |
| | 川崎市 区 まで |

※ 必ず自署してください。